

## 第 21 期第 12 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 2 月 25 日 (金) 午後 1 時 58 分から午後 2 時 40 分  
場 所 波止場会館 3 階 「中会議室」

### 議 題

#### 1 協議事項

(1) 令和 3 年度増殖実績及び令和 4 年度目標増殖量等について (酒匂川漁協、  
早川河川漁協、川崎河川漁協) (資料 1)

(2) 多摩川におけるコイの持ち出しの承認について (資料 2)

#### 2 報告事項

(1) 令和 3 年度目標増殖量等の中間実績について (芦之湖漁協) (資料 3)

(2) 道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止に係る委員会指示の  
公報登載について (資料 4)

#### 3 その他

(1) 令和 4 年 5 月の委員会開催日程について

(2) その他

[参考資料]

・ 山梨県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 1)

[配付資料]

・ 「海生研ニュース」 No. 153号

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、中川技師

## 議 事

滝口事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況でございますが、本日は委員 10 名中 10 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いいいたします。

議長

ただいまから第 12 回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の委員会につきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されております。これにつきましては、資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いします。

本日の議題ですが、協議事項が 2 件、報告事項が 2 件、その他となっております。

ではまず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。萩原委員、東委員、よろしくお願いいいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、協議事項(1)の「令和 3 年度増殖実績及び令和 4 年度目標増殖量等について」を議題といたします。

この資料 1 につきましては、三つの漁業権になっておりますので、一つずつ審議したいと思います。

まず、1 ページ、2 ページでございます酒匂川漁協の内共第 3 号の令和 3 年度の実績と令和 4 年度の目標ということで、御質問、御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

では、特に御意見もないようですので、酒匂川漁協の 3 年度の実績を承認して、4 年度の目標増殖量については原案どおり決定することによろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決定いたします。

続きまして、3 ページ、4 ページになります早川河川漁協の内共第 4 号の 3 年実績と 4 年の目標について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

こちらもよろしいですね。何かありますか。

ないようですので、早川河川漁協の内共第 4 号の令和 3 年度の実績を

承認して、令和4年度の目標増殖量については原案のとおり決定するという  
ことよろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、5 ページ、6 ページの川崎河川漁協の内共第 12 号の 3 年度時  
実績と 4 年度の目標について、何か御質問、御意見ございますか。

よろしゅうございますか。

では、川崎河川漁協の内共第 12 号の令和 3 年度増殖実績を承認し、4 年度  
の目標増殖量については原案どおり決定するということよろしゅうござい  
ますね。

委員一同  
議長

(了 承)

では、そのように決定いたします。

最後に 7 ページの公示案でございますが、先ほど決定いただいたものにつ  
いて公示をするということですが、今回から公示方法がインターネット利用  
による県ホームページへの登載方法に変更になったということですが、内容  
に特段影響がありませんので、本件について原案どおり公示するというこ  
とよろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、協議事項(2)の「多摩川におけるコイの持ち出しの承認に  
ついて」を議題といたします。

本協議事項の資料につきましては、本日、机上配付されております資料 2  
です。それでは資料について、事務局から説明をお願いします。

事) 高安主査  
議長

【資料 2 に基づき説明】

ただいま資料 2 について説明がありましたが、何か御質問、御意見があり  
ましたらお願いします。

安藤委員

東京都の方もやはり同じように委員会指示でコイの持ち出し禁止を多摩川  
にしていますか。

事) 高安主査  
議長

申請者の方でそれは手続しているということを聞いております。

他に何かございますか。

安藤委員

10 ページの「採捕した生物の取扱い・処理方法」のところで、解剖して筋  
組織を切り出して、切り出したところは凍結乾燥処理をするところま  
では書いてありますが、最終的な処理方法が計画書には書いてありません。  
承認書の方には焼却処分等すると書いてあるのですが、ここは申請者の確か

な約束というか承諾が得られているのですか。例えば、地中に埋めるとか、生ごみで出すとか。そのあたりはどう判断するのでしょうか。焼却炉で処理してくれれば、問題はないのですが。

事) 高安主査           もし承認された場合につきましては、その点を含めて再度申請者の方には確認する予定でございます。

議長                   他に何かございますか。

ないようでしたら、この申請については案のとおり承認するという事でよろしゅうございますか。

委員一同           (了 承)

議長                   では、そのように決定いたします。

では続きまして、報告事項(1)の芦之湖漁協の「令和3年度目標増殖量等の中間実績について」を議題いたします。

何か補足説明がありますか。資料の訂正ですね。

何か御質問、御意見ありますでしょうか。

よろしゅうございますね。

委員一同           (了 承)

議長                   それでは中間実績ということで了承をしたいと思います。

続きまして、報告事項(2)の「道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止に係る委員会指示の公報掲載について」ですが、これは公報に掲載されたということですので、了承ということでよろしゅうございますか。

委員一同           (了 承)

議長                   次にその他のうち、「令和4年5月の委員会開催日程について」を協議しますので、事務局から提案をお願いいたします。

事) 高安主査           5月の委員会開催日程でございますが、事務局としては23日、月曜日か、27日、金曜日でお願いしたいと存じます。開始時間は午後2時の予定でございます。

委員                   (協 議)

議長                   それでは5月の日程につきましては、27日金曜日、午後2時からということで決定したいと思います。

次にその他のその他ですが、事務局から資料が机上配付されておりまして、これについて説明があるということですのでお願いいたします。

事) 角田代理           【参考資料に基づき説明】

議長                   ご苦労様でした。ざっくり言いますと、承認することが想定される場合には承認規定を置いてあるけれども、承認することが想定されないようなもの

はそういう規定を置いてないと、それが3つあるわけですけども。コイの場合は、これは病気の関係ですので、そもそも考えられないと。残りは、津久井湖のわかさぎと投網でありますけど、これについては非常に区域や期間が限定的であるし、承認も想定されないということ。ざっくり整理するとそんなところかなと思いますが、いかがでしょう。

何か御質問、御意見がございますか。

津谷委員

分かりやすくまとめていただきましてありがとうございました。それぞれ微妙に違う規定になっているので、どうしてなのかなということをちょっと疑問に思っていました。それで今日、統一的に説明を受けまして、それぞれその当時の要請やそれなりの理由があって変えているということがよく分かりました。それは理解できましたが、わかさぎの採捕と津久井湖の投網の部分で、先々こういうようなことがあった場合に考えるとのことですが、それで間に合うのですか。その段階で改めて検討することで、あらかじめ用意しておかなくて大丈夫ですか。

事) 角田代理

想定される事情としては、公共事業に伴う環境調査や投網によらないと成立しないような調査ですから、かなり大掛かりな予算や事業計画に基づいてやるようなものになってくると思います。そういった動きは当然、いろんなセクションが絡んでくるので、そこから情報が入ってからやれば、十分間に合うかと思います。特に採捕の関係はまず内水面試験場に行くので、情報が入ったら連絡をお願いしますと話しております。

津谷委員

委員会指示を変えなければならないということが分かってから実際に変えるまでの手続はどのくらいかかるのでしょうか。

事) 角田代理

パブリックコメントに要する期間が2か月は必要で、その前に委員会審議を1回やっていただくということを考えますと、大体3、4か月だと思います。神奈川の場合、ほぼ毎月委員会を開催していただいていますので、スケジュール的には大丈夫かと思います。

安藤委員

2ページの下、具体的に記載しているケースというのは、例えば環境調査会社の会社名などを最初から委員会指示に入れているということですか。

事) 角田代理

そこまでではなく、国、都道府県、国から委託を受けた業者だとか、公的機関から補助や委託を受けた者だとか、大学や研究所という記載をしている委員会指示があります。

安藤委員

要するに国及び県市等から委託を受けている者とか、そういうふうを書いてあるんですね。

事) 角田代理

そうです。

議長

他に何かありますか。よろしいですか。

皆さん方から何かありますか、いいですか。

事務局、水産課からは何かありますか。

ないようですので、これで本日の委員会は終了いたします。